

平成28年2月10日

各位

会 社 名 サッポロホールディングス株式会社 代表 者名 代表取締役社長 上條 努 コート 番号 2501

上場取引所 東証·札証

問合せ先 コーポレートコミュニケーション部 梅里俊彦

TEL 03 (5423) 7407

単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年3月30日開催予定の第92回定時株主総会(以下「本株主総会」)に、単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1)変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しています。当社も、東京証券取引所及び札幌証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を100株に変更することといたしました(以下「本単元株式数変更」)。

(2)変更の内容

平成28年7月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3)変更の条件

本株主総会において、本単元株式数変更及び発行可能株式総数の変更に関する定款の一部変更議案並びに株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を 100 株に変更するとともに、個人投資家による投資機会の拡大及び中長期的な株価変動等を勘

案しつつ投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合(5株を1株に併合)を実施することといたしました(以下、「本株式併合」)。なお、本単元株式数変更及び本株式併合に伴い、当社株式の売買における投資単位(金額)は従前に比して2分の1の水準となります。

(2) 併合の内容

- ・併合する株式の種類 普通株式
- ・併合の方法・割合 平成 28 年 7 月 1 日をもって、平成 28 年 6 月末日の最終の株主 名簿に記録された株主様のご所有株式数 5 株につき 1 株の割合 で併合いたします。
- ・併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成 27 年 12 月末日現在)	393,971,493 株
併合により減少する株式数	315,177,195 株
併合後の発行済株式総数	78,794,298 株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前 の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成27年12月末日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	55,626名(100.00%)	393,971,493 株(100.00%)
5株未満	1,302 名 (2.34%)	2,367 株 (0.00%)
5株以上	54,324 名 (97.66%)	393,969,126 株(100.00%)

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、5株未満をご所有の株主様 1,302 名(所有株式数 2,367 株)は、株主としての地位を失うこととなります。なお、単元未満株式をご所有の株主様は、会社法第 194 条第1項及び定款の規定により、自己が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すよう、当社に対して請求することができます。また、同法第 192 条第1項の規定に基づき、自己の有する単元未満株式を買取るよう、当社に対して請求することも可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して売却処分し、または自己株式として当社が買取り、それらの代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成28年7月1日をもって、株式併合割合(5分の1)に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	10 億株
変更後の発行可能株式総数(平成28年7月1日付)	2 億株

(6) 併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案並びに本単元株式数変更及び発行可能株式総数の変更に関する定款の一部変更議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 日程

- ・平成28年2月10日 取締役会決議日
- ・平成28年3月30日(予定)定時株主総会決議日
- ・平成28年6月27日 (予定)1,000株単位での売買最終日
- ・平成28年6月28日 (予定)100株単位での売買開始日
- ・平成 28 年 7 月 1 日 (予定) 単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の 効力発生日
- ・平成28年9月上旬 (予定) 端数株式処分代金のお支払い

上記のとおり、単元株式数変更及び株式併合の効力発生日は平成28年7月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所及び札幌証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成28年6月28日です。

4. その他

本日別途、「定款の一部変更に関するお知らせ」を開示しております。

以上

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の 単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回 当社では、5株を1株に併合いたします。

Q2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか?

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しています。当社も、東京証券取引所及び札幌証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、個人投資家による投資機会の拡大及び中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を実施することといたしました。

Q3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成28年6月末日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に5分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日(平成28年7月1日(予定)) 前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	5,000 株	5個	1,000 株	10 個	なし
例②	1,100 株	1個	220 株	2個	なし
例③	1,003 株	1個	200 株	2個	0.6 株
例④	800 株	なし	160 株	1個	なし
例⑤	432 株	なし	86 株	なし	0.4 株
例⑥	4 株	なし	なし	なし	0.8 株

- ・例①に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・例②、例④、例⑤に発生する単元未満株式(例②は 20 株、例④は 60 株、例⑤は 86 株)につきましては、ご希望により、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度がご利用できます。
- ・例③、例⑤、例⑥に発生する端数株式の取扱いにつきましては後記Q4をご参照ください。
- ・効力発生前のご所有株式数が5株未満(例⑥)の株主様は、株式併合によりすべての ご所有株式が端数株式になり、当社株式の保有機会を失うことになります。 なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買 増し」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすること も可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または当社株主名簿管 理人までお問い合わせください。
- Q4. 併合後の1株に満たない端数株式の取扱いを教えてください。

すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、または自己株式として当社が買取り、 それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。当 社よりお支払いする金額及びお手続きについては、平成28年9月にご案内することを予 定しております。

なお、上記Q3に記載のとおり、効力発生前のご所有株式数が5株未満(Q3例⑥)の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当社株式の保有機会を失うことになります。

Q5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は5倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様がご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍となります。

Q6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受取る配当金への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力 発生後にあっては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定 ですので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総 額に影響が生じることはありません。但し、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q7. 優待制度はどうなりますか。

今回の単元株式数の変更及び株式併合を契機に優待制度の変更を検討しています。決定 しましたらご案内させていただきます。

Q8. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

次のとおり予定しております。

平成28年3月30日(予定) 定時株主総会決議日

平成 28 年 6 月 27 日 (予定) 1,000 株単位での売買最終日

平成 28 年 6 月 28 日 (予定) 100 株単位での売買開始日

平成28年7月1日 (予定) 単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の

効力発生日

平成28年9月上旬 (予定) 端数株式処分代金のお支払い

Q9. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

事前のお手続きについては、特段の必要はございません。

なお、上記Q3及びQ4に記載のとおり、5株未満の株式については、株式併合により端数株式となります。端数株式の取扱いはQ4に記載のとおりですが、効力発生前のご所有株式数が5株未満の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当社株式の保有機会を失うことになります。効力発生前に、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

【お問い合わせ先】

株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社 同連絡先 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-288-324 (フリーダイヤル) 受付時間 平日 9 時~17 時(土・日・祝日等を除く)

以上